

令和6年度全国高等学校総合体育大会 佐賀県飲料水衛生対策実施要領

1 目的

この実施要領は、「令和6年度全国高等学校総合体育大会佐賀県環境・食品衛生対策要項」に基づき、令和6年度全国高等学校総合体育大会佐賀県実行委員会（以下「県委員会」という。）及び佐賀県が実施する飲料水衛生対策に関して必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

- （1）県委員会は、令和6年度全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）における飲料水衛生の確保に向けて、佐賀県健康福祉部生活衛生課（以下「県生活衛生課」という。）、保健福祉事務所及び市水道担当課（以下「市担当課」という。）に対し、選手、監督、大会役員、競技役員、運営役員、補助員、視察員及び報道関係者等（以下「大会参加者」という。）並びに一般観覧者が利用する宿泊施設、競技・練習会場の飲料水衛生対策の実施を依頼する。
- （2）県生活衛生課、保健福祉事務所及び市担当課は、県委員会の依頼に基づき、飲料水衛生対策を推進する。

3 実施方法

各保健福祉事務所及び市担当課は、県委員会と連携し、県生活衛生課及び関係団体の協力を得て、大会参加者が利用する宿泊施設及び競技・練習会場の飲料水の衛生が確保されるように、次により監視・指導を実施する。

（1）対象施設

大会参加者が利用する施設等に給水する次の水道施設等とする。

水道施設等	実施主体
ア 上水道、簡易水道	各保健福祉事務所
イ 専用水道	(町分) 各保健福祉事務所 (市分) 市担当課
ウ 簡易専用水道	
エ 小規模水道、小規模貯水槽水道、飲用井戸	
オ 臨時給水設備（大会会場内に臨時的に設置する給水車及び給水タンク等の飲料水供給設備等）	

（2）対象施設等の把握方法等

県生活衛生課、各保健福祉事務所及び市担当課は、以下のア～エにより県委員会から提出される「飲料水衛生対策対象施設一覧表（様式第1号）」（以

下「一覧表」という。)等により、対象水道施設等を把握する。

ア 営業宿泊施設

県委員会は、営業宿泊施設のリストを令和5年(2023年)11月30日までに管轄の保健福祉事務所及び市担当課に提出する。

イ 競技・練習会場

県委員会は、一覧表を令和5年(2023年)11月30日までに管轄の保健福祉事務所及び市担当課に提出する。

(それ以降に追加・変更した場合には、速やかに追加・変更内容を提出する。)

ウ 臨時給水設備

県委員会は、一覧表を大会開催のおおむね6ヶ月前までに、管轄の保健福祉事務所及び市担当課に提出する。

(それ以降に追加・変更した場合には、速やかに追加・変更内容を提出する。)

(3) 監視・指導の実施

各保健福祉事務所及び市担当課は、県委員会と連携し、県生活衛生課の協力を得て次表を目標に監視・指導を実施する。

なお、令和5年4月から令和6年6月末までの期間において、SAGA2024飲料水衛生対策実施要領に基づき対象施設への指導を行い、改善を確認している場合には、改めて立入することを要しない。

対象施設	目標立入等回数	
	大会前	大会期間中
ア 上水道、簡易水道	1～2回	必要に応じて
イ 専用水道		
ウ 簡易専用水道		
エ 小規模水道、小規模貯水槽水道、 飲用井戸		
オ 臨時給水設備	必要に応じて	

ア 上水道・簡易水道

各保健福祉事務所は、水道事業者に対し、水道法に基づき、定期的な水質検査の実施、塩素設備の点検、塩素消毒等の日常点検等の徹底及び健康診断(検便)の実施状況確認を中心に給水の安全等に関する指導を行う。

監視・指導の結果、設備等に不備が認められた場合には、水道法等の関係法令に基づき、必要な措置を講ずる。

イ 専用水道

各保健福祉事務所又は市担当課は、設置者又は管理者に対し、水道法に基づき、定期的な水質検査の実施、塩素設備の点検、塩素消毒等の日常点検等の徹底及び健康診断(検便)の実施状況確認を中心に給水の安全等に

関する指導を行う。

監視・指導の結果、設備等に不備が認められた場合には、水道法等の関係法令に基づき、必要な措置を講ずる。

ウ 簡易専用水道

各保健福祉事務所又は市担当課は、設置者又は管理者に対し、水道法等に基づき日常点検等の徹底を指導する。

監視・指導の結果、設備等に不備が認められた場合には、水道法等の関係法令に基づき、必要な措置を講ずる。

エ 小規模水道、小規模貯水槽水道、飲用井戸

各保健福祉事務所又は市担当課は、設置者又は管理者に対し、小規模水道については、佐賀県小規模水道条例（市においては各市条例）に、小規模貯水槽水道及び飲用井戸については、飲用井戸等衛生管理要領などに基づき定期的に点検が実施された井戸の使用等について指導する。

なお、水質検査の実施及び水質基準への適合が確認されていない施設については、県委員会等と協力し、当該施設の管理者又は設置者に対し、水質検査の実施、基準不適合の原因の究明及び改善を指導する。

オ 臨時給水設備

各保健福祉事務所又は市担当課は、必要に応じて設置者である県委員会に対し、水質検査の実施、基準不適合の原因の究明及び改善を指導する。

なお、設置に関して、県委員会は、必要に応じて各保健福祉事務所又は市担当課と事前に協議を行う。

4 実施報告

- (1) 各保健福祉事務所は、この実施要領に基づく飲料水の監視・指導（SAGA2024飲料水衛生対策実施要領に基づく監視指導施設と重複する対象施設も含む。）の実施結果について、2023年度（令和5年度）は年度末までに、2024年度（当年度）は開会する2週間前までに「水道施設等の監視・指導実施結果報告書（様式第2号）」により県生活衛生課へ報告する。

ただし、2023年度（令和5年度）の報告はSAGA2024飲料水衛生対策実施要領に定める「水道施設等の監視・指導実施結果報告書（様式第2号）」にて代用することができる。

また、大会開催前までに飲料水の衛生確保が困難であると判断された施設等について、概要を県生活衛生課に報告する。

- (2) 各保健福祉事務所より報告を受けた県生活衛生課は、監視・指導の実施結果を2023年度（令和5年度）は年度終了後速やかに、2024年度（当年度）は開会する1週間前までに県委員会に情報提供する。
- (3) 市担当課は、この実施要領に基づく飲料水の監視・指導（SAGA2024飲料水衛生対策実施要領に基づく監視指導施設と重複する対象施設も含む。）

む。)の実施結果について、2023年度(令和5年度)は年度末までに、2024年度(当年度)は開会する2週間前までに「水道施設等の監視・指導実施結果報告書(様式第3号)」により県委員会に報告を行い、県委員会は県生活衛生課に情報提供する。

ただし、2023年度(令和5年度)の報告はSAGA2024飲料水衛生対策実施要領に定める「水道施設等の監視・指導実施結果報告書(様式第3号)」にて代用することができる。

5 事故発生時の給水体制

県委員会は、選手等が利用する施設の設置者及び水道事業者等と連携して、断減水時の事故に対応するための給水体制を確立する。

6 その他

この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は県委員会と県生活衛生課が協議の上、別に定めるものとする。